

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（607）

2. 日時：令和6年2月16日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、熊谷主任安全審査官、建部主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、中原安全審査官、
平本安全審査専門職、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他9名

原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー※、他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について
- （2）各条文において基準への適合方針として整備している設計方針等及びそれらに対する防潮堤高さ等の設計変更による影響整理内容
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第31条 監視設備（DB31 r. 16. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 17 監視測定設備【60条】（SA60 r. 13. 0）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r. 18. 0）
- （6）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 12. 2）
- （7）発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第31条 監視設備（DB31-9 r. 15. 0）

- (8) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r. 12. 0）
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 11. 0）
- (10) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 11. 2）
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（防潮堤天端高さ等の設計方針の変更に伴う各条文影響について）
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第60条 監視測定設備
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁タシロです。それでは泊発電所3号炉に関する設置変更許可に関するヒアリングを開始します。まず事業会社から説明をお願いいたします。
0:00:10	はい。北海道電力の佐藤です。膨張て天端高さ等の設計変更、設計方針の変更に伴う各条文影響についてですね。
0:00:20	昨年12月22日に実施した、1回目ヒアリングでいただいたコメントへの回答を中心にご説明いたします。
0:00:28	本日の資料は1-1から1-6まで6種類あります。
0:00:33	まず、資料1-5コメント回答リストをご用意ください。
0:00:39	本案件のですね、全般に関わる事項として、コメントNo. 2ですね、1-5の1ページ目の下の方、ナンバー2の後半部分に関わる内容について、まずご説明します。
0:00:52	コメントNo. 2の後半部分ですけども、新基準の追加要求事項以外の要求事項についても、防潮庭の設計変更に伴う影響がないことを説明することとなっております、
0:01:05	これを踏まえまして、資料1-2のDB情報の中に追加要求のない条文についても記載しました。
0:01:13	1例として、
0:01:15	資料1-2のですね、下、11ページから12ページをお願いいたします。
0:01:25	資料1-2のですね下11ページだと、左側に13条、12ページは下に、左側15条、
0:01:33	掲載してますけども、
0:01:35	追加要求のない条文であることを示すためにですね。
0:01:40	条文番号に、
0:01:41	括弧をつけて、その並びに、条文要求事項を記載しています。
0:01:47	瀬下。
0:01:48	繰り返しますけど下、資料1-2の下11ページの、
0:01:53	例えば一番下の段は、左側見見ていただくと13条、括弧つき。
0:01:58	12ページは、下左側見見ていただくと、括弧つきで15条になっています。
0:02:06	で、
0:02:08	ここですね、13条だと燃料設計でろ紙1050だと炉心の設計なんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	これらがですね、防潮底が関係しないのは、わかることなんですけども、以前の影響度合いの分類ではですね、屋内が屋外か、
0:02:25	あと防潮での周辺か否かということですね、判断基準としていまして、
0:02:31	ちょっと今ひとつですね、条文要件について分類するには、
0:02:35	そごがない状況になったと考えました。そこでですね、今度は、資料1-1の、
0:02:42	右上、5ページのフローをお願いいたします。
0:02:51	資料1-1の右上5ページの判断フローですけども、
0:02:56	以前ですね、膨張での構造も、海側線形も変えた、ドラスティックに線設計変更したときの、
0:03:05	ナカではですね、特にこのフローの最初の分岐から右側の対象外となってるところの下に分類AとBありますけども、
0:03:16	分類Aっていうのはオクないで、判断してまして、これはですね、先ほども申しました通り構造変わったり海側線形変わったことに対して、
0:03:27	膨張底が関係しないっていうことを、スクリーニングする意図で採用した判断基準でした。
0:03:33	今回ですね、炉心設計等、追加要求のない条文も、表中に並べて整理することと、いうことを考慮しまして、
0:03:41	分類AのAと、
0:03:44	黄色ハッチングで、赤字になってますように、
0:03:48	設計評価方針等に膨張で関係しないということを追加しまして、
0:03:53	定義を明確化しました。
0:03:56	また、本件ですね、整理で、特に重要な説明事項である分類Dについてもですね、
0:04:05	分類Dは、右側の②、防潮での設計に影響なしというところの下にありますけども、
0:04:13	分類シートですね上の分類Cと何が違うのかというところが、
0:04:18	結局影響ないという言い方になってますので、そのあたりをですね、明確化しないとイケないちょっと違いがわかりにくいということに思い至りまして、
0:04:28	分類Cと分類Dの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:31	判断の記号の間にあるですね、この四角の設計運用の見直しですね、当該条文の設計運用の見直しが必要という違いがあることを踏まえまして、
0:04:43	分類Dの定義冒頭に、
0:04:47	設計運用の見直しはあるが、結局影響はないというのを付け加えてですね。
0:04:53	逆に分類Cは見直しがないという差がわかるようにした次第です。
0:04:58	こうした内容を踏まえまして、先ほど見ていただいた資料1-2におきましてですね、
0:05:05	追加要求のない情報について、防潮での設計変更に伴う影響がないことを、整理しまして、追加要求のある、前回お示ししたような、各条文の分類や理由についても、
0:05:17	記載の適正化を行いました。
0:05:20	逐条のですね説明はここでは割愛させていただきますけども、資料1-2においてですね、追加したところは、括弧書きの条文ですし、
0:05:32	あと変更したところ、記載の適正化をしたところは黄色ハッチングとしております。
0:05:37	ではですね、全般的な事項についての説明は以上になります。続きまして、個別説明ですね、アクセスルートに関する説明は中瀬の方から説明いたします。
0:05:49	北海道電力の中津です。
0:05:52	資料1-6のコメントNo. 1番。
0:05:56	いただいたコメントが、膨張て幅が山側に拡幅されたことに伴う、
0:06:01	アクセスルート幅の影響について、
0:06:04	説明することというコメントでございます。
0:06:07	回答はパワーポイント資料を用いて
0:06:10	ご説明いたします。パワーポイント資料の、
0:06:13	7ページと8ページを見開きでお願いいたします。
0:06:20	当初予定の、
0:06:21	拡幅に伴いまして、
0:06:23	包丁て付近のアクセスルートでございましてこちらの、
0:06:27	一応山側に寄せる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:30	1で言いますと、
0:06:33	兵
0:06:34	7ページ8ページの断面がヤマザワにする場所でございます。
0:06:40	または、
0:06:41	包丁て付近の、
0:06:44	包丁て止め戻し動との境界に段差緩和対策を行う。こちらは、
0:06:51	図で言うところのBB段目になっております。
0:06:55	こちらの対応を行うことで、
0:06:57	必要な道路幅、4.0メートルを確保できることを確認してござい ます。
0:07:04	またこれに伴いまして、防潮底の地中部上部をアクセスルートと して活用しておりますけど、こちらの範囲と、
0:07:13	あと、地中埋設構造物と埋戻部の境界位置が
0:07:19	変更となっている場所がございしますが、
0:07:21	通行に支障となる段差の発生が想定される場所については、あら かじめ段差緩和対策を行いますので、設備の通行性に影響はござ いませぬ。
0:07:33	こちらの変更後のアクセスルートの地震の影響の評価結果につき ましては、
0:07:41	別途アクセスルートに関する審査会合において、基準適合性を審 査いただく予定となっております。
0:07:49	本来につきましては6ページの表の方にも追記してございます。
0:07:54	こちらの回答は以上でございます。
0:07:58	あともう1件、
0:08:01	ひこヒアリングコメントのですね
0:08:04	ナンバー5番、資機材運搬車関係のコメントをいただいております たけれども、こちらは
0:08:10	アクセスルートに関するヒアリングでご説明自身ですので本日は サイトウアカセさせていただきます。アクセスルートは以上でござ います。
0:08:23	引き続きモニタリング設備につきましてナベタの方からご説明さ せていただきます。
0:08:28	資料1-5ヒアリングコメント回答リストのNo.2番、こちらの前半 部分からご説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:36	こちら 31 条の適合性につきまして適合性の影響につきまして解釈で呼び込まれている指針類等の対応についても踏まえた説明が必要というコメントをいただいております。
0:08:46	そこでまとめ資料の中に 31 条と 64 につきまして、新規制基準で追加になった項目以外につきまして解釈並べまして当社の方針を整理した表を追加いたしております。
0:08:58	衛藤 60 条の補足説明資料、資料 1-3-3 の、
0:09:03	下ページですね、60-6-80 ページをお願いいたします。
0:09:10	資料 1-3-3 の下ページ 60-6-80 です。
0:09:17	コメントの中ではですね 31 条の内容は 31 条のまとめ資料にも記載することというふうにご指摘いただいておりますので、これからご説明する内容はですね 31 条にも同様の記載がございますけれども、本日は、
0:09:29	前回からの時間をわかるというところで 60 条側の資料でご説明させていただきます。
0:09:35	先ほどの 80 ページですけれども、こちらポツということで、設置許可処分基準への適合状況をまとめた表を追加いたしております。
0:09:44	一番左側に設置許可基準規則、2 番目に解釈を並べまして、一番右に、モニタリングポスト 7 の事業状況ということで記載してございます。
0:09:53	31 条はですね屋外のモニタリング設備だけではなくて屋内のモニタリングも関連のある条文となっておりますけれども、ここでは防潮での影響を受けるモニタリングポスト等についての影響を整理いたしております。
0:10:06	こちら 1 個も 1 項目ずつ、ご説明したいんですけどもまず解釈の第 1 項、こちらはモニタリングポストの案について、具体的に何か要求があるものではないのでバーとしております。
0:10:18	第 2 項ですけれども、床チラーにおきましてモニタリングポスト名に対して周辺監視区域境界において、主空間線量率の測定及び監視を求めて、
0:10:28	おりますけれども前回までのご説明の通り、
0:10:31	ハウジョウ定が設置されていてモニタリングポスト名による空間線量率の測定が可能。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:37	ということがこの、この資料のですねCぽつでポツ、前段部分で ご説明しております。
0:10:42	適合状況の欄の右側の上の方で書いておりますけれども、
0:10:46	原子炉格納容器内雰囲気における測定等はプラント内のモニター 等で実施している項目となっております。
0:10:54	続いて
0:10:56	すいません、こちらですね、あの表内で、下側の下から3行目の ところで、
0:11:01	モニタリングポストだなというふうに書いてるんですけどもちょ っとこちらモニタリングポスト、モニタリング7はモニタリング ポストなの動きでしたので、
0:11:08	次回提出時に訂正させていただきます。
0:11:11	続いて第3項ですけれども、こちらは通常運転時の測定監視につ いて、
0:11:17	発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する 指針、
0:11:22	測定指針の方を読み込んでおりますけれども、こちらの指針では ですね排気塔モニターや排水モニターとプラント内でのモニタリ ングについての定めがあるんですけども、屋外のモニタリング ポストについての影響は、
0:11:34	要求はなされていないものとなっておりますのでその旨を記載し てございます。
0:11:40	ページめくっていただきまして、第4項ですけれども、
0:11:44	こちらが設計基準事故時の測定及び監視について、
0:11:48	発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する測 定した審査指針、こちらを読み込んでございます。
0:11:55	こちらの地震ではモニタリングポストの値について測定上限です とか、計画的に試験検査が可能とか、そういった設計状況につ いては記載がございます。
0:12:05	ただこちらの記載条件は後ちょっと影響を受けないものでござい ましてモニタリングポスト7はこれらの要求を満たしてございま す。
0:12:13	最後に第5項ですけれども、モニタリングポストの電源及び伝送 器についての記載となっておりますので、こちら誤測定の影響を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	受けませんが他資料でご説明をしているという旨を記載してございます。
0:12:27	1枚めくっていただくと、横並びの観点で60条についてもですね同様に並べているんですけども本日は説明こそ割愛させていただきます。
0:12:36	こちらがコメントNo. 2へのご回答でございます。
0:12:40	引き続き、資料1-5の回答リストに戻りましてこのナンバースリー-3についてご説明いたします。
0:12:49	ナンバー3では感度が10分の1以上あれば基準に適合できるとした根拠について先行電力さんでの説明ロジックや、
0:12:57	説明力との関係や、平常時の指針等の整理、整合性も含めて妥当性を説明することというものでございました。
0:13:05	と回答概要のですね後半部分またのところで書いているんですけども、平常時の指針に関する、平常時の監視に関する指針につきましては先ほど述べた通りですねモニタリングポストについての、
0:13:17	記載は規定はございません。
0:13:20	そこで先行電力さんとの説明ロジックの関係について比較表の方でご説明いたします。
0:13:26	資料1-4-3の比較表のご準備をお願いいたします。
0:13:35	比較表60補足の下ページ135ページをお願いいたします。
0:13:47	このページはですね直接線及びスカイシャイン線への影響について確認している項目になるんですけども、
0:13:53	当社の評価部分、赤字で22%ということ
0:13:58	書いてる部分がありますけれどもそちらに対してセンコーさんでの管理についての検討状況を
0:14:03	少し左の方にスナガワらの方に、抜粋して比較する形といたしました。
0:14:10	女川欄のですね字で記載している部分が女川2号炉で傍聴提供ではないんですけどもモニタリングポストを設置していない方に、プルームが流れた場合の感度
0:14:20	ということで評価した資料、こちらの抜粋となっております。
0:14:24	本日はご紹介詳しくはしませんけれども同じ比較表のですね、124ページに実際の記載がございます。
0:14:32	ここはその抜粋ということで記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:36	あと、こちら翁長さんの資料では最終的にはですね感度が1.4%、 1.4×10のマイナス2乗程度と、赤字で示してありますけども、
0:14:45	そういった評価結果をもって測定が可能であると結論をされてお ります。
0:14:50	江藤当社とのファンドの扱いの違いをですね少し試算にまとめて 表でございませう。表でまとめてございませう。
0:14:57	またですね右側に
0:14:59	検討したことを記載してございませうのでご紹介しませう。
0:15:03	女川さんの方では先ほど申しました通り放射線の検知性について という資料を作成してございませうして可搬型モニタリングポストの検 知性を感度で評価しているために参考として一部抜粋してござ いませう。
0:15:16	こちらにも述べましたが、女川さんでは1.4%ということで評価して 測定が可能であると結論してございませう。
0:15:23	3ポツ目ですけども当社のファンドは、クラウドシャイン線で 85%程度、2日で22%程度となつてございませうけども、さらにこ の後の括弧Cにおきまして事故時の線量を具体的に仮定した上 で、
0:15:36	クラウドシャイン線及び直接スカイシャイン線、そのいずれに対 しても保守的な感度ということで、
0:15:42	10%を設定した上で、それでも測定が可能であるという御説明ロ ジックとなつてございませう。
0:15:49	こちらがコメントNo. 4、No.3へのご回答でございませう。
0:15:55	また、コメントの方に戻りますけれども、衛藤。
0:15:59	最後ですねコメントのナンバー4番です。
0:16:04	こちらはモニタリングポスト7-イセIIの検討の経緯について記載 を充実化するというコメントでございませうして、
0:16:11	今開いてございませう比較表の方で100130ページをお願いいたしませう。
0:16:23	追記した部分を黄色で示してございませうけれども、
0:16:27	衛藤、31条では敷地付近境界での測定が求められているというこ とと、これまでのデータの連続性等を踏まえて、
0:16:35	また測定が可能であるということを確認していることも含めまし て現在までの間での一応、その選定しているということに記載し てございませう。
0:16:44	説明以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載してございませう。

発言者による確認はしてございませうせん。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示しませう。

0:16:48	以上で本日の資料の一通りの説明となります。
0:16:52	規制庁田代ですそれでは確認に移ります。まずアクセス関係と、
0:16:57	観測でちょっと分けて確認していきたいと思います。まず最初のアクセス関係と全体整理ですねそれに対するコメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:17:12	規制庁秋本ですちょっと確認だけなんですけど、7ページのところで、
0:17:18	あ、ごめんなさい、8ページでもいいんですけど
0:17:22	変更後のところに挙げていただいているのっていうのは、
0:17:30	びごめんなさい、DBとB、B'で、
0:17:36	ここが一番厳しいっていうか、何ですかねこの上げている理由っていうのは、
0:17:43	アクセスルートをチューブを
0:17:46	活用する範囲だからってことなん。
0:17:50	でしたっけ。ちょっとそこが、何でこれを挙げている。
0:17:54	ここを抜粋してんのかちょっとよくわからななただけなんですけど。
0:17:59	北海道電力の明石ですこちらフィーB'をですねこの、
0:18:05	資料に載せているのは、
0:18:09	一部アクセスル一部といいますか、アクセスルートが、その防潮ての上部を跨っている部分で、
0:18:17	段差緩和対策も行っていて、
0:18:21	前回はその膨張ての秩父の水平部分オノなの完全になってたんですけども、今回はその
0:18:29	成分じゃなくて傾斜部のところ、一部乗っているという観点で変更があったということで
0:18:35	載せております。以上です。
0:18:38	規制庁秋本ですもう1点だけ確認だけなんですけど7ページのところの、この青い
0:18:44	ラインっていうのは、
0:18:47	4メートルの何ですかね真ん中なのか。
0:18:52	味なのかがちょっと何かそんなこだわりとかはあったりしますか。
0:18:57	別にそこは意識してないで構成を聞いてるだけっていう。
0:19:01	理解ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:05	北海道電力の中瀬です。
0:19:08	濃い青のアクセスルートの線のことだと思うんですけども、こちらは
0:19:13	衛藤。
0:19:14	わかりやすさの観点で引いておりましたて厳密に
0:19:18	4メートルを示しているものではございませんでなるべく中心部を通るように、この日、
0:19:28	通るところの中心部を通るように設定しております。
0:19:41	その他、
0:19:47	宮尾です。8ページのところで、ちょっと私前がちょっと出てないので、すいませんちょっと前回確認していればダブって申し訳ないんですけども、
0:19:55	まずこれまず確認しなきゃいけないのは4メートルの道路幅なんですけど、
0:20:02	コウイマイマイウタB'の脇つつうのは、基本的にはこれ建物あるんですよ。
0:20:08	違うんでしたっけ。
0:20:14	山側に建物が、
0:20:16	あるように見えるんですけど、循環水の入口なのか。
0:20:22	建屋の前にあるものこれ建物って何でしたっけこれ。
0:20:29	違う。
0:20:33	北海道電力の中瀬です。
0:20:35	こちらですね建物構造物としてはB'側の方にですね、
0:20:44	サンゴアノし、
0:20:46	取水ピットスクリーン室の防水液があるんですけども、
0:20:51	それよりも手前にですね機器や埋設構造物として、
0:20:57	過去に、
0:20:59	ずっと
0:21:00	止め、
0:21:01	止めの
0:21:03	杭があってそれを
0:21:06	当時は避けるように、包丁ての上をルートを設定したというのが経緯でございます。
0:21:14	ちょっと私確認したかったのは、
0:21:17	この8ページの絵だと、基本的には右側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:23	図でいうと右側にね、建物が無いように見えますよと。
0:21:27	実際は4メートルの脇に建物があるかないかってこれ多分大きな話であって、
0:21:32	この図で見ると埋め戻し度になっててB10メートルってしか書かれてないので何もなくてフラットなところに見えるんだけど、
0:21:43	今、気にしたのはB'のところについては今言われたように土どめがあるんだけど、ここは地面としてはフラットになってそういうことなんですか。
0:21:53	はい。
0:21:54	地面としてはフラットになっているんですけども、
0:21:58	地震時には段差が発生するためそれを避けた位置にアクセスすると設定してるといふ考え方でございます。
0:22:05	わかりました。であれば、
0:22:09	考え方としてはこれ、
0:22:11	少し余裕と取らないのかなと思っただけで要は、
0:22:16	止めのところが、例えば構造物でないのであれば、少し防潮底が少し4メートル、5メートルかな。
0:22:24	いや内側に入ったので、そうすればおっしゃる通り4メートル確保されて余裕はあるんだけど、プラスアルファ
0:22:33	これは地主のな、自主の対応になるのかもしれないんですけど、そこまで余裕を持たず構造にはし、しないのかなと思うんですけどそこまでは考えてない今、
0:22:49	本店の皆さんこちらの、
0:22:53	地中埋設構造物とアクセスルートの幅の関係と申しますかどの程度余裕あるかとかって、今答え
0:23:01	ご回答できますでしょうか。
0:23:10	はい。北海道電力の三浦でございます。
0:23:15	マイク入ってます。
0:23:17	本店ホンテングの間こえておりますアノアベトビアスイマセ失礼しました。北海道電力の三浦です。こちらに関しましては、先ほど長瀬さんがおっしゃった通りなんですけど、姿勢利益を交わす形で防潮側側にルートを設定していたと。
0:23:33	いうと、足清木地中の米づくりのようなものですね。なんですけども、そのさらに山側に仮構造物があつてですね、こちらなかなか狭いエリアではあるんですけども、4メートルぎりぎり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:06	北海道電力のアノナカセです。こちらは
0:26:09	第五条の耐津波設計の方で検討している
0:26:15	3号取水ピットスクリーン室の防セキでございまして、
0:26:19	冒頭調定の格付伴って変更されたというよりは、
0:26:25	第五条の方の検討状況を反映したというところでございます。以上でございます。
0:26:32	規制庁ですわかりましたじゃこれ別に傍聴低が大きくなったから、Bダッシュのその水撃の構造変更してるわけじゃないということに理解しました。
0:26:42	ごめんなさい。もう1個確認なんですけれども今度、'の近くに、変更前だと56と59って、56か。
0:26:50	ていうのがあって変更後の59ってというのは、
0:26:54	これはあれなんですかね、56と。
0:26:57	変更前と変更後が56の1が変わってるんですけど、
0:27:01	これは膨張での幅が変わったから、
0:27:06	ちょっとこう、なんていいますか山側のほうにアクセスルートがずれてその関係で地中埋設物を踏むことになってしまったから、評価ポイントが変わったと。
0:27:17	はい。北海道電力のアクセスご認識の通りでございまして、以前は
0:27:22	ずっと
0:27:23	ずっと包丁での植野のれたんですけども、変更に伴って乗れる範囲が狭くなってしまいましたので、59のところは基本的に根本シードのところを、
0:27:34	走行することになりますと、そこで12号の主水路の部分を横断することになりますので59が新たに追加されたということでございます。以上です。
0:27:55	北海道電力ナカセサノ50。
0:27:58	7と58はアノ。
0:28:02	記載の適正化レベルなんですけども、両方とも包丁で、以前は上っておりますということであの人。
0:28:10	対策が2個に分かれていたんですけども、今回は上っておりますというよりは、一連、一つの対策になって長くなる。
0:28:21	対策範囲が長くなったということで、
0:28:23	対策は

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:25	個数としては一つになったので一つに統一したというものでございます以上です。規制庁のですありがとうございます。何か
0:28:34	説明理解できました一応変更前と変更後で書いてあって何か、そうするとこのピンクでなんか点線とか書いてあったやつが、なんか結構変わってるんで何かって聞きになっただけすいません。
0:28:54	規制庁タシロですその他アクセス関係コメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:29:00	なければ次にアノ間測定関係、確認に移りたいと思います。まず私からコメント3、関連ですけれども、
0:29:09	一応、加来衛藤。一応確認なんですけど、
0:29:14	10、10分の1程度あれば、適合しているという根拠なんですけれども、まず指針類探す確認いただいたところ、確認したところ、
0:29:25	マース遮へい、構造物等の遮へいを考慮するってところを、
0:29:32	遮へいを考慮するってところ。
0:29:34	意外に特に十分なんですかね、数値的に何か
0:29:40	ここまで測定できれば良いってところは、ナカなかったっていうことでよろしいですか。
0:29:46	はい。北海道電力の鍋田でございます。はい。おっしゃる通りでございますして何といたしますか、ものがあつたときの感度みたいな観点で、それが何%といったものは特にございませんで測定上限等のみが定められているということでございます。以上です。
0:30:04	ちょっとタシロです。その上で、
0:30:06	どれ、
0:30:08	先行と比較して、同様の事例のような、女川で1.4%、感度が1.4%100分の1ぐらいになるってところで説明をしているのに対して、
0:30:19	泊は評価を行って、20%、
0:30:23	もう大体10分の1程度保守的に見ても測定できるので、適合してるってところから10分の1っていう数字を出しているっていう理解でよろしいですか。
0:30:34	北海道電力の鍋田でございます。
0:30:37	はいそうですね当社の場合はクラウドシャインと直接スカイシャインセイノアノ2種類で考慮してまして、そのどちらにも保守的な、1例となりますけれども、数字として10%を仮に考えても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	さらに事故時の線量率を具体的に考えてそれを評価、測定できる ということを確認したということで、
0:30:57	10%という数字がどこかに書いてある、何て言いますか、当社の ルール、当社の、すいません。
0:31:03	基準等で定められているものではないんですけども当社として は仮に10%にしても測定が可能ですというロジックで10%という 数字を使っているという、
0:31:12	ものでございます。以上です。
0:31:14	白戸タシロです。そうします。ありがとうございます。私からの 確認は以上です。その他、コメント等ある方はいらっしゃいます でしょうか。
0:31:26	規制庁の建部です。11%のパワーポイント資料の11ページいつて いただきまして、
0:31:35	(3)番のところクラウドシャイン性に対する影響という形で2 行書かれておりますけれども、
0:31:41	ちょっとこれ確認だけなんですけども、11から16%程度に増加す るが変更後においても線量への
0:31:48	寄与が支配的な直上の放射性物質は影響を受けないことからって なっていて、
0:31:53	これ何となく言わんとすることはわかるんですけども、正確に言 おうとすると、
0:31:58	何ですかね、直上、直上で書かれてるところ、ところなんですけ どまずこれは、
0:32:04	そのしか傍聴てが、その司会となっている資格資格となっている 29度、
0:32:10	を超える、
0:32:12	29度位の範囲を、
0:32:14	こういったところのことをまず差しているっていう理解でいいで すか。
0:32:21	北海道電力の鍋田でございます。
0:32:23	そうですね超えたといえますか、それより下で見えない部分の角 度が29度で、180度に対する割合が16%という認識でございま す。
0:32:35	わかりましたあとは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:37	ここで、その直上の放射性物質は影響受けないことから書いてありますけどもこれも正確に確保すると、放射性物質からのクラウドシャイン線は、新設防潮ての影響を受けないっていう意味。
0:32:49	どうですかね。はい。北海道電力の鍋田です。はい、ご認識の通りでございます。
0:32:54	長タテヤスタともう1点なんですけどちょっとパウポのこの部分に関連して、
0:33:07	えーとですね資料の1-3-1をお願いします。
0:33:20	1-3-1の31条-44ページをお願いします。
0:33:30	よろしいでしょうか。
0:33:32	ここで両括弧エのクラウドシャイン線への観測へのクラウドシャイン線の観測への影響ということで、トブンが書かれていて2パラ目からですけれども2パラ目の真ん中辺りからですね。
0:33:47	原子炉格納容器から新設防潮て影響のない範囲までの距離を保守的に200メートル、200メートルと仮定してもってあるんですけども、
0:33:56	ここはちょっとよくわかんなくて、ちょっとこちらの理解をちょっと申し上げます。
0:34:01	まずこれ下の図、図を見ていただいてグライド社員線の、
0:34:06	観測っていう図があると思うんですけども、
0:34:09	この今、防潮ての影響のある29度の範囲が、
0:34:13	破線で示されていて、
0:34:17	クラウドの方に当たってますと。
0:34:20	で、クラウドの、その上側のところのコウ店。
0:34:25	から下に垂直にも落としてくるので、大体約距離で150メートルぐらいになりますよと。
0:34:31	で、この150メートルに対して保守的に200メートルっていうことを言ってるっていう理解でいいですか。
0:34:39	はい。北海道電力の鍋田でございますはい。ご認識の通りでございます。
0:34:44	ここは保守的にとかって言った場合には何々と比較してっていうのがわからないと、もう全くわからなくなっちゃうんで、ここはあの図でちょっと補足するなりしていただければというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:55	はい。北海道電力鍋田です。承知いたしました下の図の方にですねどこが200メートルなのかというところも少しわかるようにですね追記したいと思います。以上です。
0:35:04	以上です。
0:35:07	規制庁田代ですその他コメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:35:17	規制庁の滝下今ちょうど見てた資料の1、1-3-1の資料の次の次のページの31条の、
0:35:25	46ページをお願いします。
0:35:31	中ほどに31条と60条ということで記載があって、
0:35:36	ポツの二つ目で、
0:35:38	a及びbで記載の通りシンボ中、新設防潮での影響、影響としてクラウドシャインによる感度の低下って書いてんですけど、
0:35:48	何か、
0:35:49	クラウドシャイン線。
0:35:52	対するとか何か観測に対するとかそういった表現の方がいいような気がするんですけど。
0:36:00	はい。北海道電力の鍋田でございます。はいおっしゃる通りのことだと思いますので、少しこの記載の表現は適正化を検討したいと思います。以上です。規制庁から1同じところなんですけどこの例としてっていうところで、
0:36:13	31条はDBAのロッカーを選んでいて60条では、これ勝風羽さんの多分一番線量の厳しいシーケンスを選んでると思うんですけども、
0:36:25	これを選んだ理由ってのは何かあるんでしょうか。
0:36:36	少々お待ちください。
0:36:43	北海道電力シバタです代表的な事故シーケンスということで特段こう厳しいとかゆるいっていう観点では選定してなくて代表的なものです極端にこう考えると、そこ線量はどこまでも低い事象が想定できちゃうんで、
0:36:57	10日で感度のないような事象も想定できるんですけども、そういった観点で選ぶと必ずどのモニタリングポストもアウトになります。
0:37:05	ありますんで、その事象としては代表的なものを選ばさせていただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:10	規制庁が来て
0:37:12	代表代表事故の代表的なっていうところへ選んで。ちょっと何か、いや被ばくを見るときは厳しいので見るのはわかるんですけど、何か測定できますよっていう観点で見るときに、一番厳しいものででき出してきた、
0:37:27	それを見て大丈夫だから大丈夫ですっていう理屈はちょっと何か違和感があったんで、ちょっと何かうその選び方についてもし考え方があってあれば、
0:37:35	そんな中に何でもいい、イイダミナミっていうような、
0:37:39	書きぶりでもいいのかもしれないけどちょっと何かわかるような記載にさせていただきたいんですけど、先ほどコウナベタから、もうちょっと説明が細くなった通りコウc r i t e r i aに対してもコウ、
0:37:50	がっちりしたものがいないために、
0:37:53	想定してる事象も、
0:37:56	代表的なものを選んできて判断もちょっとこう自分たちで設定しているというところで、何かこう楽な想定してんじゃないかという印象を与えてしまったのは今ご指摘された通りだと思いますんで、
0:38:06	もうその辺り公開を谷ないような書きぶりにちょっと記載を見直させていたきたいと思います。
0:38:11	規制庁川北私から以上です。
0:38:18	えっとですねちょっと確認だけです。資料1-3-1の、
0:38:23	31条の46ページのところ、もうちょっと私もこれ全部理解してないんで申し訳ないんですけど。
0:38:31	下のところでSCでの説明においてKプロサノ1における感度が膨張てがない場合に対する需要低下所場合でも、Dの6時の線量率、呉10のu S v H S E格納容器3.5ミリ。
0:38:47	測定可能であることを確認しているため、
0:38:50	これ、10m S vと3.5m S vだけでいいのかっていうモチギがあつて、ちょっと私の方で確認したかったのはこれは多分設置許可、
0:39:01	とはちょっと直接関係ないのかもしれないですけど、原災法でのSEの判断になると、10m S vと1m S vって二つあると思うんですよね。
0:39:12	人m S vが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:15	そうですね。
0:39:17	泊でいうと 10mmモニタリングペース米 10mm5mmだね。
0:39:23	モニタリグ 5mm以上でS E01 で、要は1 ミリ以上で11 マイクロね。
0:39:30	1 マイクロ以上。
0:39:33	頭思え等、
0:39:35	中性子サカモリ保証書サーベイメーターの中性子線量の合計が5m S v以上でS Eが発展しますよっていう。
0:39:45	多分二つのラインがあるんだけどそちらの方の確認も一応進んでるということでもいいんですかね。
0:39:55	北海道電力の鍋田でございます。
0:39:57	あとですね、以前のですね、審査の中で、少しくライテリアとしてそういった数字に対して10分の1でもはかれるというロジックも検討したんですけども、
0:40:08	少し原災法を持ってくるのが違うんじゃないかというのも踏まえてまして実際の事故を想定した線量として今記載してございます。
0:40:17	検討の方はしてございます。
0:40:19	特に今回の資料に書き換えるっていう話じゃないんですけど、一応、今回は原災法じゃなくて設置変更許可なので、その部分との絡みも含めて事業者の中でよく確認されてるかっていう意味で、
0:40:33	確認したんですけど了解しました。私は以上です。
0:40:40	規制庁アキモトでちょっと確認だけなんですけど1-3-1の資料の31条の46ページで、
0:40:51	これって一も2衛生的みたいなもう一方の7って、自重扱いじゃないでしょう。
0:41:01	はい。北海道電力の鍋田でございます。おっしゃる通りでしてモニタリングポスト7の位置付けといたしましてはその事故発生時に使用できれば使用するという位置付けでして、
0:41:12	使用できない状況になれば当然可搬型ポストを今度防潮の内側の方に設置するというので手順の方を設定してございます。
0:41:20	規制庁秋本ですそれで、このページ見ると、何か基準適合、
0:41:25	能ために60条のところにも2歩7.3. 5mm定数とか書いてあって、
0:41:34	何か位置付けって、全然こんなんじゃないと思うんだけどなと思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:40	これなんか、31条と60条で同じように書いてるのは何か。
0:41:45	ミスリードしちゃうような気がしたんですけど。
0:41:49	はい。北海道電力の鍋田でございます。おっしゃる通りでして適合上の位置付けとしてはかなり異なる部分がありますので、
0:41:57	ただポスト7も使えたら使うということで同じように測定はできなきゃいけないだろうという観点から記載はしていたんですけども、
0:42:04	本来は内側にも可搬ポストを設置できますよというような内容を少し記載したいと今考えてございます。
0:42:16	はい。北海道電力芝田です今、鍋田の説明あった通りで使える場合は使うと言ってるんで、使える場合は使うって言ってるのに全く計測できないっていうものをエントリーしてるってことがないってことを説明したいということなんです、
0:42:31	そこを何も説明せずに適合してますって書きちゃうと、今ご指摘のあったような、誤解を与えるような文章となってしまうんで、その辺りどういう前提で使うもので、なんで評価したかみたいな前提をちょっと追記させていただきたいと思います。
0:43:01	ちょっとすみません補足させていただきたいこのページですね一番上の部分ちょっと4、読み上げますけれども、及びbで記載の通りポツの内側に設置する可搬ポストと、モニタリンポスト等の影響は同程度と見込まれるため、
0:43:14	代表としてこの一番旧椎名の感度低下の影響を確認するという、整理になってまして可搬ポストでも測れますよという内容は一応こちらで、
0:43:23	読めると。ただおっしゃる通り、
0:43:25	これが60以上に必要かと言われると、微妙だということろはわかるようにした方が良いのかなと考えてます。
0:44:48	はい。北海道電力柴田ですまとめ資料の方にそういったなぜ評価したのかっていうのは、しっかり書き込むと思いますちょっとパワーポイントにそこをしっかり書き込むと逆に
0:44:58	わかりづらくなる気もするんでパワーポイントをどうするかはちょっと考えます。
0:45:06	規制庁頼所です。嘘、その他観測点に関するコメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:45:13	それでは全体の関係、コメントある方お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:21	はい。規制庁の天野です。ちょっと今までの間、幾つかやりとりも出ましたのでちょっと全体的に改めて確認したいんですけど、何点か確認させてください。
0:45:33	まず資料 1-1 のパワーポイントで、
0:45:36	6 ページですけれども、
0:45:42	一番、表の一番下の丸 2 ですね。
0:45:45	今回は包丁ての高さが 16.5 メートルから 19.0 メートルに 2.5 メートル高くなったりしましたと。
0:45:55	それによるモニタリングポスト 7 への影響について、
0:45:59	基準適合性の観点から評価されたと、ということということで、この
0:46:06	右側の方の二つ目のぽつぽつですね、直接線スカイシャイン線の観測への影響については、
0:46:14	もうこれまで図により比較的に影響が小さいことを説明していたが、
0:46:19	高さ変更に伴い同様の説明では影響は小さい事の判断は困難なため、
0:46:24	行動行動で線量評価を行って定量的に観測への影響を評価し測定が可能であることを確認したと、詳細説明がまとめ資料等で説明されていると。
0:46:37	で、前回確認させていただきましたけど
0:46:42	基準適合の説明ロジックは先行の審査実績がないということで、10 ページから 12 ページにかけて、
0:46:53	3 分の 1 から 3 分の 3 で、
0:46:55	ポイントが書かれてますと、そういう江藤ことだと理解してます。
0:47:01	その上でええとさっき
0:47:07	追加要求事項だけじゃなくて
0:47:11	それ以外の条文適合についてもっていうことで、
0:47:15	別の資料、資料 1-3-3。
0:47:20	ですか。
0:47:25	資料 1-3-3 の、
0:47:28	60-6-80 ページ。
0:47:36	第 31 条の第 1 項から第 5 項までありまして、第 5 項が追加要求事項。
0:47:45	新規制基準の追加要求事項で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:48	今回新たに1項から4項についても、その適合状況を整理されたという。
0:47:57	沸騰だと理解してます。
0:47:59	まず、平常時と事故時ということで、確認したいんですけど、
0:48:05	まず第4項ですね、4項の、
0:48:11	これは旧原安委の指針である事故時事故時の放射線計測に関する審査指針、この解釈にも引用されている指針で、
0:48:23	規定があるということですけど、
0:48:27	この適合状況で
0:48:30	モニタリングポスト7はこの測定上限値を満足する設計となっております。
0:48:36	ということなんですけど、
0:48:38	まず、さっきちょっと片桐からありましたけど、この事故、事故時の指針ですね、これに
0:48:47	さっき代表的なものとしてLOCA時を選定しましたっていうことですけど、この指針を見るとですね、
0:48:54	いわゆる設計基準事項のうち放射性物質のオフィスを、
0:48:59	伴う可能性のある事故事象の種類としてっていうことで、
0:49:03	他にも、種類があるわけなので、
0:49:08	そういうものに対していわゆるLOCAっていうのは一番、
0:49:12	要は敷地境界の線量評価をするっていう意味で一番厳しい事象なので、
0:49:18	それ以外のその設計基準事項、
0:49:22	何も含めて測定できることを、
0:49:25	確認しているのかどうか。
0:49:28	についてまず、この点、説明していただけますか。
0:49:35	はい。LOCAを選定して確認できるっていうのは、
0:49:40	今我々汚染量にかかわらずどれぐらい感度が落ちてるかっていうことを確認してまして、
0:49:48	それぞれ
0:49:51	直接線スカイシャイン線とクラウドと影響が異なることから、
0:50:00	それぞれ変更してますけれどもどちらも同オーダーで図れるというふうなことを確認しているというふうなところなんです。で、デービー基準的なそのDBの方を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:12	それぞれの事象について個別に確認してないですけども先ほど申し上げた通り代表的なもので確認しておいて、またDBの代表的なものであってですね線量というものは
0:50:27	事象を想定すれば不アノすごく放出量の小さい事象も測定、想定できる中で、代表的なものを確認したというのが実態でございます。逆に言うと
0:50:40	代表的である事象を確認すれば確認したことになるっていうのもちょっと違うのかなというふうに考えてございます。それは事故っていうのは
0:50:50	評価上大きくこう放出量を想定して影響評価を行うものをもって図れますって言うってしまうのも、ちょっと目的に照らしては、先ほど、
0:51:01	片桐さんもあった通り、
0:51:05	非保守的な評価をしてることになるんじゃないかっていう事に当たるのかなというふうに考えてございます。
0:51:12	規制庁の間野です。あれですね事実関係としては事故時計測指針の、
0:51:21	示されている他のLOCA以外の設計基準事象について、
0:51:25	測定できるということは、明示的に確認を行っていないというふうに理解しました。そういうことでよろしいですかね。
0:51:34	はい個別事象ごとにこう評価し、北海道電力正田です。個別事象ごとに評価値を出しているというものではございません。
0:51:43	はい。他あり、わかりました。事実確認はわかりました。その上で、
0:51:49	ちょっとロジックのもう1回確認なんですけど、
0:51:53	資料1-3-1のですね、
0:51:58	先ほど来、ちょっと出ている、31条の46ページ。
0:52:05	なんですけれども、
0:52:10	31条のところで、ポツが二つありまして、
0:52:20	まず、さっき、パワポの方で説明ありましたように、定性的な説明は困難なので、今回コードで線量率を評価して、
0:52:30	定量的な説明をしてということで、
0:52:34	審査実績のない説明の妥当性にしますと、
0:52:37	んで、それで防潮庭がない場合の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:41	モニタリングポストなあなあにおけるLOCA時の線量率を確認したところ、
0:52:47	この二つ目のポツにある、ある通り、
0:52:50	10分の1の、
0:52:52	1マイクログレイパーアワー。
0:52:56	になりますと、
0:52:58	ごめんなさい、一つ目のポツですね、包丁てがない場合は、
0:53:03	約10uSvパーアワー
0:53:06	になりますと、
0:53:08	で、仮に膨張てが、
0:53:12	ある場合の線量率、
0:53:17	傍聴て、仮に傍聴て野瀬設置によって、感度が10分の1。
0:53:23	以下に低下したとしても、
0:53:27	新設防潮庭がある場合の線量率は、
0:53:30	10分の1なので、1マイクロシーベルトアワーですと。
0:53:36	で、それに対してモニタリンポストの計測範囲は、
0:53:40	0.8ナノグレイパーアワーから、
0:53:43	ということなので、
0:53:48	1マイクロシーベルトパーアワー。
0:53:51	以上、すなわち10分の1以上が継続できますと、そういう説明をされているというふうに理解しましたけど、そういうことでよろしいですかね。
0:54:02	はい。北海道電力の鍋田でございます。ご認識の通りでございます。
0:54:07	はい、わかりました。
0:54:10	それで、
0:54:12	このナンバー3の市コメントに対してさっき田代からありましたけど、
0:54:19	感度は10分の1以上あれば基準に適合できるとヒットした根拠について妥当性を説明。
0:54:26	することということに対して、
0:54:30	10分の1を1以上あれば、
0:54:33	妥当だという説明がちょっと明示的に、
0:54:36	示されていないような気がするんですけどもこれはどういう考え方で、10分の1以上確保できれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	妥当だという説明なんですか。
0:54:55	はい北海道電力芝田ですご指摘の通り 10 分の 1 っていうのは、我々が
0:55:01	もうどうオダで測れるっていうふうなところを
0:55:05	目標としてそれに適合してるってことを勝手に定めただけで基準上ははかれることを要求されているというところでそれよりコンサバに設定したというもので、
0:55:15	ですのでちょっと根拠統合お示しできている状況ではございます。
0:55:21	考え方、規制庁の天田です。考え方としてはあれですかねだから、オーダーレベルでの、
0:55:27	継続ができるというところのそのオーダーというのを、受
0:55:33	10 分の 1 ということで事業者として設定してと、そこが図れるかということで、ロジックを構築したとそういうことですかね。北海道電力芝田ですおっしゃる通りです。
0:55:45	規制庁の浜です。考え方は、衛藤理解しましたそれで、
0:55:52	ちょっとパワーポールに戻っていただいた 10 ページなんですけれども、
0:55:57	あと資料 1-1 の 10 ページですが、
0:56:05	この
0:56:06	二つ目の丸で江藤再確認の結果いずれも観測への影響は小さく事故時の計測が可能であると。
0:56:13	ということなんですけど
0:56:15	観測への影響は小さいっていうのは、
0:56:20	これはあれですかねその影響は
0:56:22	結構あると思うんですけど。
0:56:25	ただ、6 人に限っては計測が可能であることを確認したっていうことだと思うんですけど。
0:56:30	この、
0:56:31	下、家族への影響は小さいっていうのはどういう、
0:56:36	趣旨ですかねこれ。
0:56:38	北海道電力の鍋田でございます。
0:56:41	おっしゃる通りですね 10 分の 1 になるっていうのは影響が大きいようにも感じておられるんですけども、事故の実際起こったとき、係数というか、線量率を実施しましたオーダーで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:52	変化するということもあって三条四条で変わる中、10分の1に しかなりませんという観点から事故の観測への影響は小さいとい う表現になってございます。
0:57:04	はい。規制庁の天田です。わかりまして、
0:57:08	改めてちょっともう1回、
0:57:11	適合状況の確認なんですけど、
0:57:16	ちょっと資料1-3-3の方に戻っていただいて、
0:57:21	60-6-81ページの、
0:57:24	第4項で、このす。
0:57:26	モニタリングポスト7はこの測定上限値を満足する設計となっ ておりっていうのは、
0:57:32	ところ、これは、
0:57:34	今回ご説明されてる内容、
0:57:38	からすると改めてと、どの部分をちょっと指してるか改めて確認 させてください。
0:57:47	北海道電力の鍋田でございます。
0:57:49	こちらはですね今回特別特段出した資料の中にはないんですけれ ども、
0:57:57	本文の方とかですね100ミリ、100ミリc、具体的に100ミリぐら いパワーというのが基準になりますけれども、それを満足する というふうな記載が本部の方でございますので、
0:58:08	そちらで記載してございます。
0:58:12	あとちょっとページ探します。少々お待ちください。
0:58:55	規制庁の天野ですちょっとすみません私から確認させていただ いていいですか。資料1-3-1の、
0:59:02	31条の46ページの
0:59:06	31条の二つ目のポツにあるモニタリングポストの計測範囲は0.87 ナノグレイパーアワーから100mS vグレイパーでありっていう この、
0:59:17	継続はいがあって、
0:59:21	この測定上限値100mmグレイパー。
0:59:28	というような話ですかね。
0:59:33	北海道電力鍋田でございますはいその通りでございまして、多分 ですね31条のノモト上流の本文のところで、その指針を満足する という記載があったり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	あとは60条のですねよせて根拠等で、100、
0:59:48	という数字も出してそれ以上ですというような記載があると思っ てございます。
0:59:54	すいません規制庁ノムラです測定上限値というよりはむしろ、こ れは図れる事故事故の事故時の放射性物質の放出を図れるの かってことなんで、
1:00:05	その上限値を満足するのはちょっとよくわからなくてですね。
1:00:10	要はさっきロジック確認させていただいた通り、
1:00:13	仮に防潮庭があったとしても10分の1の線量率、
1:00:19	に対して、
1:00:21	今回、この計測範囲がおさまっているっていうそう。そういうこ とを言わ、ここでは、適合状況として説明されているっていう。
1:00:31	そういったことですかね。
1:00:33	北海道電力の鍋田でございます。すいません自己自身の中では今 回、我々がご説明しているロジックではなくて、100、
1:00:42	ミリ、0.1グレイパーアワー以上の測定上限値さしなさいというこ とが、今回我々説明したロジックと別に定められてまして、そち らは満足していますという
1:00:54	ご説明でして、はい。市感度がどれぐらいっていうのは、記載は ございません。
1:01:00	規制庁の天田ですわかりました。記載がどっかにあるっていうこ とですか、ちょっと教えていただけますか。少々お待ちくださ い。
1:01:51	すいません先指針の方をご紹介しますと、自己自身のですねちょ っと私が持ってる版でいくと95ページという、違いますよね。
1:02:00	すいません一番最後にですね表が幾つか並んでいると思うんです けれども、
1:02:07	その表の目的3、周辺環境における線量率等の把握状況というところ に、
1:02:13	敷地周辺エリア放射線量ということで測定上限値が定められてお ります。
1:02:19	規制庁の天田ですちょっと後ろのページは今ちょっとないのでち ょっと後で確認しておきます。事故時についてはちょっと事実確 認しましたので、だからあれですかね、LOCA時は、
1:02:34	10分の1としてオーダーレベルではかれるけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:38	9、可能性としてはあれですか、それ以外の設計基準事項については、
1:02:46	この計測範囲におさまら入ってこない。
1:02:51	可能性もある。
1:02:54	あるけれども、
1:02:57	ということですかねそ、北海道電力シバタです確認はしてないですが入るとは思ってます我々10分の1っていうことでオーケーとしてるんで、代表事例でしか確認してなくて他の
1:03:08	事象については数字は立ってないというわけでございますのでそこはアノを今後あたりたいというふうに考えます。はい、わかりました。続いて、とろ。
1:03:18	資料1-3-3の、
1:03:21	60、
1:03:23	60-6-80 ページ。
1:03:27	イデ衛藤第2項の平常時について、
1:03:31	ちょっと確認したいんですけど。
1:03:34	これも適合状況の方で、
1:03:37	モニタリンプポスト7は、
1:03:40	周辺監視区域、
1:03:42	周辺監視区域周辺における、
1:03:45	空間線量率の測定及び監視が要求されていると。これに対してcポツdポツに示した通り、
1:03:53	影響がないことを確認しているということで、
1:03:59	ちょっとごめんなさいね、同じ、多分内容が張りついてあるんで、
1:04:04	資料1-3-1の方の
1:04:07	方で、Cポツdポツ、
1:04:10	を確認したいんですけど、31条の43ページですね。
1:04:17	資料1-3-1の31条の43ページのcポツ、
1:04:24	こっちの、
1:04:26	こっちの方はあれですか、ちょっと
1:04:29	引用されてるのは、J E A Gの放射線モニタリング指針だけでバックグラウンドの検討はされているってことなんですけど、
1:04:38	ちょっとここよくわからなかったんですけど平常時に計測が、
1:04:44	事故時でも何とかできるってことなんですけど平常時は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:49	継続できなくなるルー場合があるに、
1:04:53	じゃないかと思うんですけどそのあたりの適合状況との関係がちょっとよくわからないんですけど。
1:05:01	ちょっとこの点説明をお願いしたいんですけど。
1:05:09	はい。北海道電力の鍋田でございます。
1:05:11	今解釈の2項目のところでのお話だったと思うんですけども、3項目のほうに具体的な平常時のことが書いておるんですけどもそちらでは発電、すいません。
1:05:23	私の中のモニターのことが書いてあって、平常時これぐらい測りなさいとか具体的な定めはないというところで、
1:05:30	平常時といたしましてはある意味、
1:05:33	平常時なので特に何も無いのを、
1:05:37	確認しているという観点での関心になると。
1:05:41	考えておりました、
1:05:42	解釈等でも特に、
1:05:45	その辺はないナカマ尺を持ってきて、そこ、それに対してしっかり確認してますという資料をつけているという状況でございます。
1:05:56	すいません規制庁難波ですちょアノ。
1:05:58	ジェックはあくまであれですよ、バックグラウンドの影響の検討なので、それはそれで検討されてるのはわかりましたと。一方で平常時の、
1:06:08	何も起きてないということの間強いが、
1:06:14	できると考えているのかできないけど、こういうロジックで適合すると考えてるのかっていうあたりのちょっと、
1:06:21	ロジックを明確にさせていただきたいってことなんですけど。
1:06:26	はい。北海道電力芝田です我々10分の1のオーダーでは図れると思ってるんで、ナベタが先ほど申し上げた通り、モニタリングポストでの値が上がらないような、
1:06:39	状況であれば、バックグラウンドだけはかかれていて、異常がない状態と、もう何かこう、
1:06:45	モニタリングポストの値が上昇するような事象は、後平常時から話がありますけどもしそういうふうな線量が上がったときは、10分の1、
1:06:55	Eの感度以上で貢献することができるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:01	へー。
1:07:02	検出できますと、多分今天野さんが気にされているのは、上がったときがバックグラウンドレベルだったときにわからないんじゃないかってことを気にされてるんだと思うんですけど。
1:07:12	そのバックグラウンドと検知できないぐらいの少量は、多分、障害影響もないというので検知の対象。
1:07:20	からもうちょっと外れるかなというふうに考えてございます。
1:07:26	すいません規制庁の浜です。私は、単に31条の44ページ以降の例の事故時は、ちゃんとなんていうんすか。10分の1、
1:07:38	以上を図ればってというのが読んで、理解できますねとこれがいかがどうかは別として、たださ3043ページの、
1:07:48	ところがちょっと
1:07:53	ロジックがちょっとよくわからないさっき口頭でおっしゃったような平常時でも、10分の1以下に対しという基準をみずから設定してそれに対して測れるっていうような、
1:08:06	説明を口頭でされたかと思うんですけどそういう説明になってないですよ。はいそういうふうな指摘をされているのかなと思ってちょっとピントがずれたことを答えてしまいました。43ページに書いてある通り、
1:08:20	バックグラウンドがはかれていますし、要望調停ができたことによって、そういうものが変動していないので影響はありませんので今まで通り図れますっていうふうな論旨ですんでちょっと、
1:08:31	線量上がったときみたいな話をしてしまったらちょっと見、ご質問に対する答えでもなかったですし、平常時の話でもなかったものでちょっと訂正させていただきます。
1:08:47	はい。規制庁の天田です。I Iつまりあれですかねここに、
1:08:52	31条の43ページに記載している以上の、
1:08:56	ない内容というか、
1:09:02	条文、基準適合のロジックは特段なくて、これがすべてっていうそういうことですかね。
1:09:13	はい。北海道電力鍋田でございますはい。おっしゃる通りでございます。
1:09:17	わかりました。私から以上です。
1:09:22	規制庁田代ですその他、コメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:30	規制庁秋本ですちょっとアクセスルート戻っちゃうんですけど、 パフォーの、
1:09:37	7 ページでちょっと確認だけなんですけど、
1:09:42	変更後で
1:09:45	8 ページで何でしたっけ地中部が、
1:09:50	ない部分があるんだというのをちょっとはじん今回ちょっと認識 して、
1:09:55	Dは、7 ページ
1:09:57	56 とか 50、56 の部分は、
1:10:01	ぎりぎりチューブがあるような、
1:10:03	感じで 59 っていうところは地中部は、なんつかなくてコウ。
1:10:09	ストーンと落ちる。
1:10:11	イメージでよかったんでしたっけ。
1:10:17	北海道電力の中津です
1:10:19	ご認識の通りで、一応ちょっとわかりにくいかもしれないですけど 下に水色で各枠付けて、
1:10:26	分割をする範囲が減ってるということを一応図示しております。
1:10:31	上アキモトでそうすると一、
1:10:34	あれですねそうそうそう、これもすごい細かい話なんですけど 9 ペ ージで、
1:10:41	9 ページワー、
1:10:43	海 2、海側への敷設の、俗に言うなんですけど、サブルートでした っけ。
1:10:51	サブルートって、
1:10:54	7 ページいくと 49 とか、59 変更後の
1:10:59	49 とか 59 のあたりじゃったんじゃないかなと思ってて D、要する に、このなんすかストーンと落ちるんでしょうって。
1:11:09	B B 断面みたいな感じの図になる。
1:11:13	うんじゃないのかなと思ったんですけどサブルートってそういう ことですよね。
1:11:18	だから、9 ページって、
1:11:20	変更後の厚生延長回収車とかがあるところって、
1:11:25	あるんでしたっけって地中部が、
1:11:29	北海道電力ナカセサノ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:31	はい今指摘されて認識いたしましたので、ちょっとここあくまで当時は概念としてちょっと作ってたんですけど、
1:11:41	ちょっと
1:11:43	こう並べてしまうと、全然よろしくないと思いますので、
1:11:47	はい。
1:11:49	適正化したいなと思います。ありがとうございます。
1:11:58	すいません規制庁難波です。さっきのごめんなさい。平常時の資料1-3-1の
1:12:04	31条の43ページなんですけど平常時の図れますかっていう話なんですけど。
1:12:11	ちょっとこれ、改めてちょっと確認させていただいたところ、要はあれですよ。
1:12:18	衛藤。
1:12:19	急膨張で、1回作って壊しましたと。その時の
1:12:24	影響を確認した結果、年間の平均値が設置前、37.5に対して設置後38.1と。
1:12:36	これは0.6ナノグラムマイクロパシーベルトパーアワー。
1:12:42	の変動値なんで、
1:12:44	他のモニタリングポスト1から6。
1:12:47	のと比較しても、
1:12:50	ということなんですけど。
1:12:54	さっき言ったようになんていうんすかね。設計基準事項。
1:12:59	設計基準事故っていうのはあくまで安全評価上の代表事故なので、それが起きる場合もあればそれ以外の、
1:13:09	要はカトウ事項で起きる場合もありますと、で、
1:13:12	放出されたときに風下方向で、モニタリングポスト7に向かって線量が上昇していったときに、わかりますかっていうのに対して、
1:13:23	結局なんか測りますっていう説明がどこにもないんですけど。
1:13:28	それはど、どうお考えなんです事業者として、
1:13:32	計れないけど、これこれの理由で、
1:13:35	問題ないっていうのか、それは、いや、わかりますっていうのか、何を根拠として、
1:13:40	適合状況を説明されてるんでしょうか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:44	ちょっと我々も説明、北海道電力シバタです我々としても説明を苦慮しているのは、
1:13:51	先ほどちょっと申し上げた通り時工事、LOCAを代表で図れたんで、測れてんですけども、設計基準事項っていうのは障害の影響を大きく見せるために、
1:14:01	没水を大きく出して図れますって言ってそれが図れることの証明として適当なのかっていうあたりがあって、それを精緻にやってみたところで当たり前だろうっていうふうな更新されてしまうってあたりで、
1:14:13	じゃあどこまで小さいもの図ればいいのかっていうとどこまでも小さい放出量ってのは想定できてしまうんで、ちょっとクライテリアも50分の1って我々持ってきてますけど、結局図れることってなっちゃうと、どこも
1:14:26	ポイントは起きづらくてですねふわふわしてるっていうあたりがちよっと代表事例となってしまうっていうので
1:14:32	浜野さんに対してもこうしっかりしたコウc r i t e r i aとこう評価すべき事象というのを提示できてないっていう状況です。またバックグラウンドもありまして
1:14:42	ものすごく絞っていけばいつかはバックグラウンドにこう埋もれてしまうっていうところで、なかなかカチツとしたコウc r i t e r i aをし、お示しできてないと。で、他社さんもそのあたり苦しんでるのかなと思わせるのは今年の事例も聞きましたけど、
1:14:56	どれぐらい感度が落ちるかってことだけ示していてやっぱりクライテリアってのはなかなか示し方かったのかなというのは他市の事例でもそういうふうに取り取れたというのを調査させていただきました。
1:15:08	はい、規制庁の浜です。今ちょっとわかりましたけどか、この場ですね、審査会合に向けた事実確認のをする場なので、事故時の事業者としてのロジック、審査実績のない場合のロジックはわかりましたと。
1:15:24	平常時はちょっと
1:15:27	ロジックがよくわからないところがあるので、そこは計れないけど、これこれの何か別の理由で、適合しているんだっていうのか、いや、
1:15:39	これは測0ますという説明をするのかその辺りは少し、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	ちゃんと明確にさせていただいた上で審査会合に臨んでいただきたいと思います。はい。審査会合でまたご説明させていただきますが、傍聴で一度傍聴へ来タテた時も、
1:15:56	建てる前も変わらずに図れていたというふうな論旨の説明になると思いますので、非常時ですね西陵が上がらない場合において河津 図れるというふうなそのあたりの説明を、
1:16:07	どうも問われればしっかりできるようにちょっと考えは整理させていただきたいと思います。
1:16:13	はい。規制庁の浜ですとりあえず考え方はわかりました。以上です。
1:16:21	規制庁田坂です。その他コメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:16:25	事業者から、淡路側から、もうコメント等ありますでしょうか。
1:16:32	北海道電力からも特にありません。
1:16:36	それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。